

令和8年3月17日

各 位

総務・市民協働部契約課長
建設総括室長

工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

平素は、本市入札・契約行政に、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和8年3月の公共工事設計労務単価等の改定に伴い、賃金等の急激な変動に対処するため、本市においても工事請負契約書第25条第6項の運用基準について、国土交通省及び京都府の運用に準じて別添のとおり取り扱うこととします。

なお、本運用を適用して請負代金額を変更した工事においては、趣旨を踏まえ、下請企業との請負金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 運用内容

受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第25条第6項（以下、「インフレスライド条項」という。）の規定により、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更に係る協議を請求することができます。

また、本運用を適用して請負代金額を変更した工事においては、趣旨を踏まえ、下請企業との請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等適切に対応する旨、別紙により受注者に対して周知することとします。

2. 対象案件

インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とします。

- (1) 令和8年2月28日以前に、契約を締結している工事であること。
- (2) 基準日において、残工期が2ヶ月以上あること。
- (3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超えていること。

3. 請負代金額の変更

（別添）6 スライド額の算定 により算出。

4. 協議の請求について

受注者から、各案件の担当課へ書面により協議の請求書を提出してください。

5. スライド額の協議開始について

発注者が、協議開始の決定をした場合、書面により通知を行うとともに、受注者に内訳書（単価改定後のもの）の提出を求めます。

6. スライド額算定の採用単価について

スライド額に用いる資材単価等については、基準日における単価とします。